

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償請求権の消滅時効に関し、参議院での付帯決議の趣旨を踏まえた立法措置を求める意見書

2013年(平成25年)6月19日

兵庫県弁護士会

会長 鈴木 尉 久

- 1 2011年(平成23年)3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故(以下、東京電力福島第一原子力発電所事故を「本件事故」という。)から、既に2年以上が経過した。

本件事故は、炉心溶融と水素爆発を伴う過酷事故によって、大量の放射性物質の飛散と汚染水の海洋流出を引き起こし、多数の住民と広範な国土に甚大な被害を与え、現時点でも、約15万人以上の被災者が福島県内外に避難している状態が続いている。兵庫県下にも、現在、兵庫県が把握しているだけでも、1000人強の被災者が避難してきている。

- 2 本件事故の被災者は、住居という基本的な生存権的基盤を奪われ、住宅、職業、家庭など避難生活上の課題に直面することを余儀なくされるとともに、常に放射能汚染による健康被害を懸念しなければならない立場に追いやられたものであって、人として安寧平穏に生活するという基本的な人格的利益が根こそぎ侵害される事態に陥っている(被害の深刻性)。

また、本件事故による被災者が全国各地に避難していることから象徴されるように、放射性物質が、被災者の居住地ないしそれを取り巻く住環境・自然環境を広く汚染したこと(被害の広範性)、放射性物質セシウム137の半減期は約30年と言われており、被災者の避難生活は相当長期にわたって続くであろうこと(被害の長期性)も、本件事故による被害の特徴である。

そして、本件事故について、さらに指摘しておくべきなのは、事故原因の解明が十分に行われていないことである。東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（政府事故調）の最終報告も、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）の報告書も、この点の指摘をしておき、継続的な検証が必要であるとしている（原因の未説明）。

- 3 このような状況の中、2013（平成25）年5月29日、「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断に関する法律」（以下、「特例法」という。）が成立した。

この特例法は、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原紛センター」という。）への和解仲介申立てに時効中断効を付与し、和解が成立しなかった場合でも打ち切りの通知を受けた日から1月以内に裁判所に訴訟提起すれば、和解仲介申立時に東京電力に対して訴えを提起したものとみなすという内容のものである。

この特例法は、原紛センターに対する和解仲介申立てに時効中断効を与えた限りにおいて評価しうるものであるが、その利用率の低さに鑑みると、決して十全なものとは言えない。

すなわち、和解仲介申立てをした被災者は、文部科学省によると約1万8000人に過ぎず、避難者約15万人のうち、ごく限られた者しか利用していない。この利用率の低さは、原紛センターの和解仲介手続が周知されていないことや、同センターの和解仲介手続を利用したとしても、解決に至るまでに平均審理期間約8ヵ月という長期間を要していることなどに原因がある。このように利用率の低い原紛センターの和解仲介申立手続に時効中断効を付与しても、大多数の被災者の被害救済にはほとんど役に立たない。

また、特例法には、これによる時効中断効が、和解仲介申立てをした損害項目に限られるため、全損害項目について速やかに原紛センターへの和解仲介申立てを強いられる不都合がある。

さらに、手続打ち切りの通知を受けた日から1月以内に訴えを提

起しなければならないという点も、生活再建ないし避難生活で困難を強いられている被災者の実情を直視すると、極めて酷である。

- 4 時効制度の趣旨は、永続的事実状態を保護することにより社会の法律関係の安定をはかること、永続的事実状態が真実の法律関係に合致していることが多いことを前提に古い事実についての立証の困難を救済すること、永続的事実状態がたまたま真実の法律関係に一致していなくても、権利の上に眠れる者は保護に値しないこと、にあると言われている。

この点、本件事故においては、その被害の深刻性、広範性、長期性ならびに原因の未解明に鑑みると、本件事故の原因やその甚大な被害の全容さえ明らかになっていない状況下で、賠償義務者である東京電力に対し、時効完成による賠償義務の消滅という法的地位の安定を与えるべき理由がないこと、被災者は、住居から退去する等、容易に立証手段を収集確保することのできない立場にある反面、東京電力は大企業であり、証拠確保の面でも本件事故による損害賠償債務を負担することを前提に行動しうるのであって東京電力に対し時効による立証の便宜を付与する必要は認められないこと、

被災者は、権利の上に眠っているわけではなく、司法に対し直ちに権利救済を求めるに足る時間的・経済的・心理的余裕がないほどの甚大な被害を被っており、その救済の必要性が高いこと、を指摘しうる。本件事故による被害については、消滅時効制度を適用すべき基盤が失われているのである。

そうすると、本件事故による被災者の東京電力に対する損害賠償請求権については、民法第724条前段の短期消滅時効が適用されるべきではなく、特別の立法措置によって、一律にその適用が排除されるべきである。

また、本件事故は、国による原子力政策を要因とし、東京電力に対し事故を防ぐに足る地震・津波対策を講じさせるべく相当な規制権限を行使すべきであったにもかかわらず、その行使を怠った結果として引き起こされた可能性があり（上記の国会事故調・政府事故

調による報告書参照)、被災者は、国に対しても国家賠償請求をなす可能性がある。これについても、同様に、民法第724条前段の短期消滅時効は、その適用を排除されてしかるべきである。

さらに、原発事故と健康被害との関係について、現時点では放射線による健康被害がいつの時点でどのように出現するか一致した科学的な知見が確立しておらず、チェルノブイリ原発事故では、発生後25年が経過した後も、新たな健康被害が発生し続けている事実が報告されている(ウクライナ政府緊急事態省報告書「チェルノブイリ事故から25年」参照)。このことに鑑みると、民法第724条後段の20年の除斥期間についても適用が排除されるべきである。

- 5 この点、参議院が、特例法の成立に際し、平成25年度中に短期消滅時効・除斥期間に関して、法的措置の検討を含む必要な措置を講じることを付帯決議したことは極めて適切である。
- 6 よって、当会は、国に対し、参議院での上記付帯決議の趣旨を踏まえ、本件事故被害の特徴である広範性、長期性及び深刻性、並びに本件事故について原因が未だ解明されていない部分があることに鑑みて、本件事故に関する東京電力に対する損害賠償請求権及び国家賠償請求権のいずれについても、3年間の消滅時効(民法第724条前段)が適用されないとする更なる立法措置を速やかに講ずることを求めるとともに、20年の除斥期間(民法第724条後段)についても、別途適切な立法措置を講ずることを求めるものである。

以上